

第5章



放置自転車対策（自転車総合計画）

- 1 計画策定の背景
- 2 これまでの取組
- 3 放置自転車対策に関する課題
- 4 今後の施策の取組

第5章 放置自転車対策（自転車総合計画）

1 計画策定の背景

放置自転車が社会問題化していた昭和 50 年代において、ピークの昭和 56 年には全国で約 98 万台の放置自転車が存在していました。荒川区においても、同時期から、駅周辺に放置自転車が目立つようになり、歩行者や緊急車両の通行を阻害し、街の美観を損なうなど、その対策が喫緊の課題となっていました。

このため、区では、東京都や鉄道事業者等と協力して駐輪空間を確保したうえで、昭和 60 年に「荒川区自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、放置自転車の撤去を開始しました。

これにより、放置自転車の台数は徐々に減少しましたが、放置自転車問題を解決するためには、区及び区民、道路管理者、交通管理者、鉄道事業者等が連携し、総合的かつ計画的に対策に取り組んでいく必要があり、平成 12 年に「荒川区自転車等の駐車対策に関する総合計画」を策定しました。

その後は、この計画に基づき、駐輪環境の整備や放置自転車の撤去等の様々な取組を行い、放置自転車をピーク時の約 10 分の 1 まで減少させることが出来ました。

しかし、近年では、通勤や通学を目的とした鉄道利用者による放置自転車は減少傾向にあるものの、買い物客などの短時間利用や勤務地に直接向かう従業員の通勤利用による放置自転車が目立つようになってきています。

また、社会情勢や区民のライフスタイルの変化に伴い、子ども乗せの大型電動アシスト自転車やスポーツ自転車の普及、リモートワーク等による自転車の利用時間や利用頻度の変化等、区民の自転車利用実態も少しずつ変化してきています。

こうした状況を受け、放置自転車対策をより効果的に推進していくため、今回、新たな自転車総合計画を策定することとしました。

本章では、放置自転車対策に関するこれまでの取組の内容や具体的な課題を確認するとともに、今後推進していく自転車対策の方向性、施策の内容を示します。

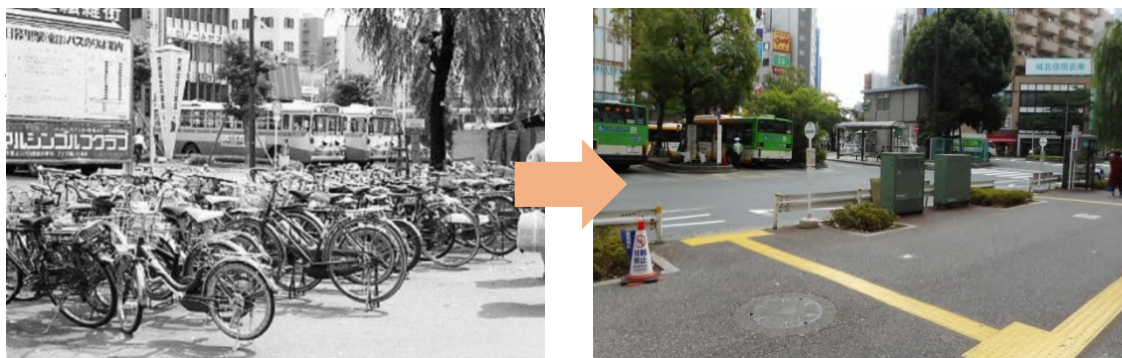


図 5-1 日暮里駅前 昭和 53 年頃と現在



図 5-2 町屋駅前 昭和 53 年頃と現在

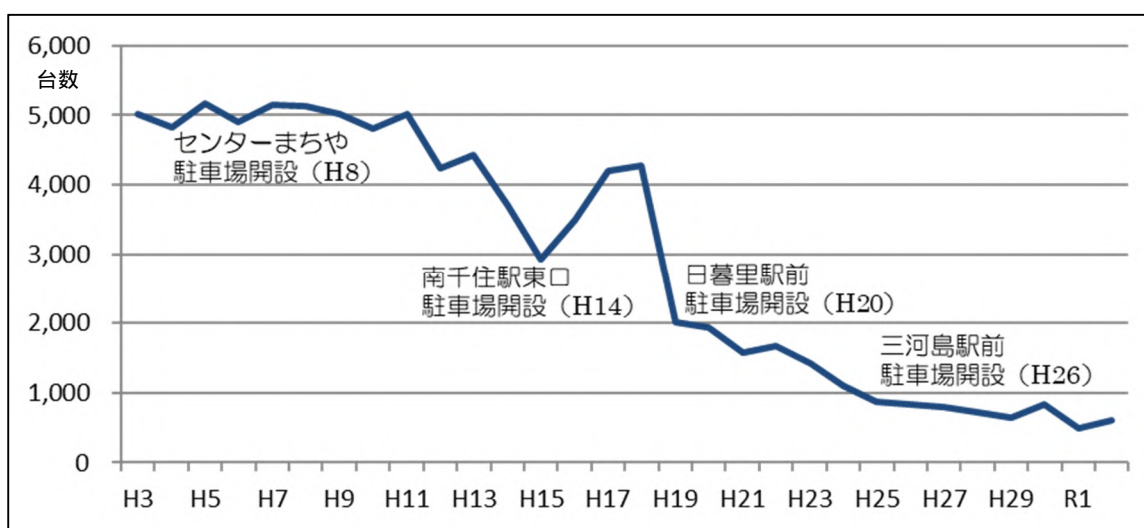


図 5-3 放置自転車台数の推移

2 これまでの取組

(1) 駐輪環境の整備

放置自転車が多く発生する区内主要駅周辺において、平成 8 年 4 月に施行した「荒川区自転車等駐車場条例」(以下「駐車場条例」という。)に基づいて、区は自転車駐車場(長期にわたる管理運営を見込んだもの)や、自転車置場(「荒川区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(以下「放置防止条例」という。))」に基づくもの)の設置、管理運営を行っています。

1) 自転車駐車場の整備

区では駐車場条例に基づき、駅前再開発等の機会を捉えて、下記 4 箇所の自転車駐車場を整備してきました。これらの自転車駐車場の整備により、駅周辺の放置自転車数を減少させることができました。自転車駐車場では、区民の多様な利用ニーズに応えるため、「月額制の定期利用」と「一時利用」の 2 種類の利用形態があります。

また、センターまちや自転車駐車場(平成 8 年開設)と南千住駅東口自転車等駐車場(平成 14 年開設)は、それぞれ開設から平成 17 年度までは区の直営自転車駐車場として管理・運営されてきました。その後さまざまな議論を経て、利用者の満足度を向上させ、より多くの利用者を確保しようとする民間事業者の発想を取り入れることで、利用者に対するサービスの向上が期待できるとともに、民間への市場開放にもつながるため、自転車駐車場の管理・運営につき、平成 18 年度から指定管理者制度を導入しました。

その後開設した日暮里駅前自転車駐車場(平成 20 年開設)と三河島駅前自転車駐車場(平成 26 年開設)については、開設当初から指定管理者制度を導入しています。

表 5-1 自転車駐車場一覧(令和 3 年度)

名称	供用開始	面積	収容台数 (定期利用)	収容台数 (一時利用)
センターまちや自転車駐車場	平成 8 年 4 月	1,438 m ²	1,089 台	250 台
南千住駅東口自転車等駐車場	平成 14 年 4 月	2,247 m ²	1,294 台	151 台
日暮里駅前自転車駐車場	平成 20 年 4 月	1,706 m ²	758 台	186 台
三河島駅前自転車駐車場	平成 26 年 10 月	776 m ²	330 台	110 台



表 5-2 自転車駐車場定期利用料金

定期利用料金（南千住駅東口3階以外すべて）

	1 か月		3 か月		6 か月	
	一 般	学 生	一 般	学 生	一 般	学 生
荒川区民	2,000 円	1,400 円	5,400 円	3,800 円	10,200 円	7,200 円
区民以外	4,000 円	2,800 円	10,800 円	7,600 円	20,400 円	14,400 円

定期利用料金（南千住駅東口3階専用料金）

	1 か月		3 か月		6 か月	
	一 般	学 生	一 般	学 生	一 般	学 生
荒川区民	1,400 円	1,000 円	3,800 円	2,700 円	7,200 円	5,100 円
区民以外	2,800 円	2,000 円	7,600 円	5,400 円	14,400 円	10,200 円

表 5-3 自転車駐車場一時利用料金

2 時間以内	無料
2 時間超～8 時間	100 円
8 時間超～24 時間	200 円



南千住駅東口自転車等駐車場



日暮里駅前自転車駐車場

図 5-4 主な自転車駐車場の様子

2) 自転車置場の整備

自転車駐車場同様に、区では駅周辺を中心に、自転車置場の整備にも取り組んできました。これらの置場は区有地をはじめ、東京都や鉄道事業者の協力のもと、運営しているものもあります。

利用にかかわる費用（登録手数料）は、区民は年間 3,300 円と安価であり、多くの方の利用を得ています。

現在 11 か所の自転車置場が開設されており、そのうちの 2 か所（京成駅前、道灌山通り第一）については、高齢者（65 歳以上）と障がい者のみが利用できます。

また、西日暮里自転車置場は、平成 31 年 4 月から一時利用専用として運用しています。

表 5-4 自転車置場一覧

駅名	名称	所在地	面積(m ²)	定期利用(台)	一時利用(台)	開設年月
南千住	南千住第一	南千住 2-34	294	211	-	S58.04
	南千住第四	南千住 2-33	45	100	-	S62.04
町屋	京成駅前	荒川 7-40 外	95	40	-	S57.04
	自然公園	荒川 8-32	129	70	-	S57.04
西日暮里	西日暮里	西日暮里 5-38	688	-	436	S61.04
	西日暮里第二	西日暮里 5-22 外	287	250	-	S63.04
	西日暮里第三	西日暮里 5-37 外	1,237	1,450	-	H14.04
	道灌山通り第一	西日暮里 3-5 外	15	20	-	S61.04
	熊野前	東尾久 8-10-3 外	379	150	150	H20.04
	赤土小学校前	東尾久 4-7	79	50	-	H20.04
	南千住二丁目	南千住 2-4	90	100	-	H22.04
計			3,338	2,441	586	

表 5-5 自転車置場登録手数料

区分	登録手数料
荒川区民	3,300 円
区民以外	6,600 円

登録は年度（4 月から 3 月）のみとなっています

表 5-6 西日暮里自転車置場の一時利用料金

利用時間	利用料金
2 時間まで	無料
2 時間以降、12 時間毎	100 円



自然公園自転車置場



南千住二丁目自転車置場



熊野前自転車置場



西日暮里自転車置場

図 5-5 主な自転車置場の様子

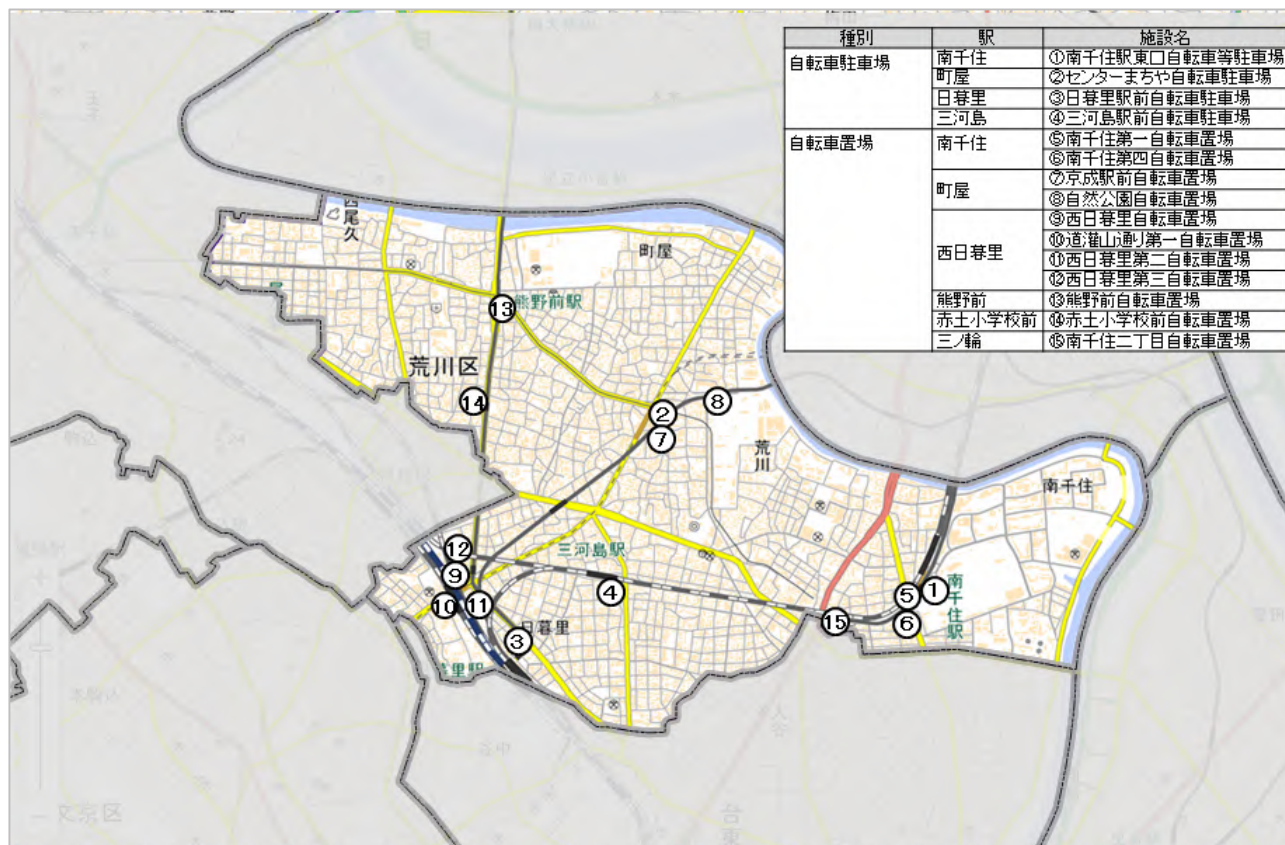


図 5-6 区内の自転車駐車場・自転車置場

3) 民営自転車駐車場整備の支援

区では、「荒川区民営自転車駐車場育成補助金要綱」に基づき、民営自転車駐車場の建設に対して、建設費の一部を補助する制度を設け、民営自転車駐車場の設置促進に取り組んでいます。これまで15箇所の補助実績があります。

【補助条件】

補助制度は、以下の4項目すべての条件に該当する場合に適用します。

- ・ 駅から概ね300メートル以内にあること
- ・ 収容能力が概ね50台以上あること
- ・ 利用者が通勤や通学などのために利用すること
- ・ 継続して3年以上運営すること

補助額は、下記の計算式により求められた標準建設費または建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内とします。なお、標準建設費または建設に要した経費が30万円未満の場合は補助の対象外となります。

平置式自転車駐車場：収容台数×2万1千円（補助限度額200万円）

立体式自転車駐車場：収容台数×4万2千円（補助限度額400万円）



4) 自転車駐車場の附置義務

区は、放置防止条例に基づき、区全域を指定地域として、集客施設や商業施設、集合住宅等を新築、増築する際に、一定の条件の下で自転車駐車場を設置することを義務付けています。

事業者から提出された申請内容を確認し、竣工後には申請どおりに自転車駐車場が設置されたかの検査も行っています。（令和2年度検査実績 33 件）

また、放置防止条例による対象施設以外においても、荒川区市街地整備指導要綱に基づき、駐輪施設の確保を図っています。

表 5-7 放置防止条例による附置義務自転車駐車場の対象施設

施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
パチンコ屋、ゲームセンター その他の遊技施設	店舗面積が 200 m ² を 超えるもの	店舗面積 10 m ² ごとに 1 台
百貨店、スーパーマーケット その他の小売店及び飲食店	店舗面積が 300 m ² を 超えるもの	店舗面積 15 m ² ごとに 1 台
学習、教養、趣味等の教授を 目的とする施設	教室面積が 300 m ² を 超えるもの	教室面積 15 m ² ごとに 1 台
銀行、信用金庫 その他の金融機関	店舗面積が 400 m ² を 超えるもの	店舗面積 20 m ² ごとに 1 台
スポーツ及び健康の増進を 目的とする施設	運動場面積が 500 m ² を 超えるもの	運動場面積 25 m ² ごとに 1 台
国又は地方公共団体が設置する施設 (上記以外で規則で定めるもの)	当該用途に供する部分の 床面積が 300 m ² を超えるもの	当該用途に供する部分の 床面積 15 m ² ごとに 1 台
国又は地方公共団体以外の者が設置する施設 (上記以外で規則で定めるもの)	当該用途に供する部分の 床面積が 400 m ² を超えるもの	当該用途に供する部分の 床面積 20 m ² ごとに 1 台
共同住宅	住戸の数が 15 以上のもの	1 住戸ごとに 1 台 (50 m ² 以上の住戸は 2 台)

表 5-8 荒川区市街地整備指導要綱による駐輪施設の設置

対象事業	駐輪施設の規模
6 戸以上の共同住宅・寄宿舍・長屋	戸数の 100%以上
延床 1,000 m ² 以上の建築物等	事業計画に応じた規模

(2) 放置自転車の整理・撤去

1) 放置禁止区域指定

区は、自転車駐車施設が整備されている地域において、放置防止条例に基づき「放置禁止区域」を指定し、放置禁止区域内に自転車等が放置されている場合には、当該自転車等を即日撤去しています。

現在、区内 7 区域（南千住、町屋、日暮里、西日暮里、三河島、熊野前、赤土小学校前各駅の概ね 200 メートル以内）を放置禁止区域に指定しています。

放置禁止区域を指定したことで、駅周辺の歩行者交通環境は大きく改善されてきました。

表 5-9 放置禁止区域指定の経過

昭和 61 年 4 月	南千住駅、町屋駅、日暮里駅、西日暮里駅周辺のおおむね 200m 以内を条例に基づき放置禁止区域に指定
平成 14 年 4 月	南千住駅東口自転車等駐車場の整備が完成したため、ドナウ通りと 9 街区の北側及び西側道路を新たに指定
平成 16 年 5 月	南千住駅東口の開発により道路が整備されたため、7 街区の西側道路を新たに指定
平成 20 年 4 月	三河島駅、熊野前駅、赤土小学校前駅周辺のおおむね 200m 以内を条例に基づき放置禁止区域に指定 既に指定されていた西日暮里駅の禁止区域周辺の放置状況が悪化したため、西日暮里 6 丁目から冠新道まで禁止区域を拡大
平成 23 年 4 月	日暮里駅(日暮里中央通り)の禁止区域を拡大



図 5-7 放置禁止区域を表す看板

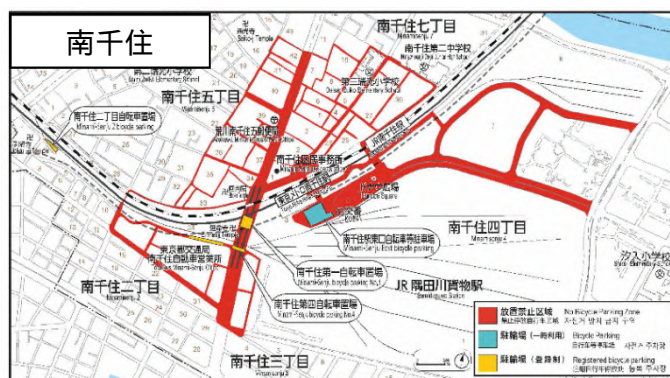
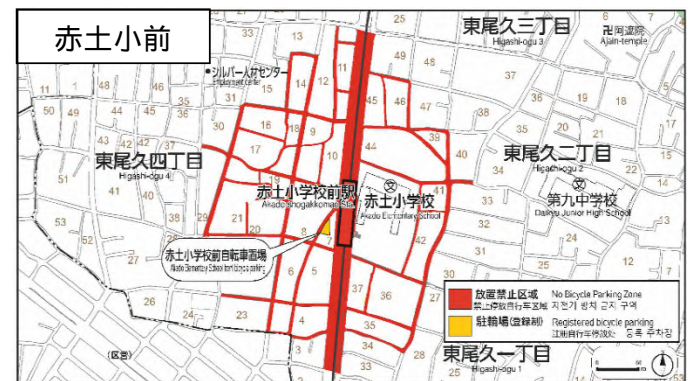
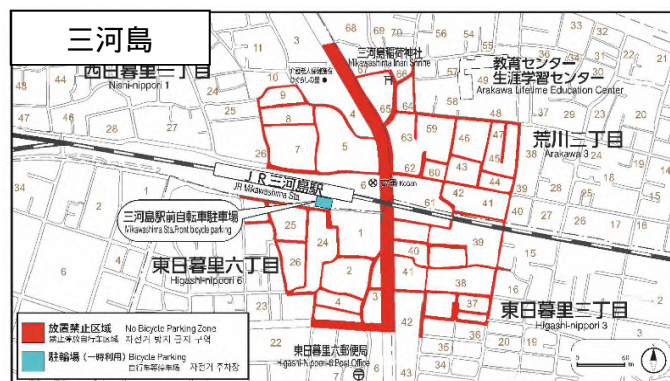
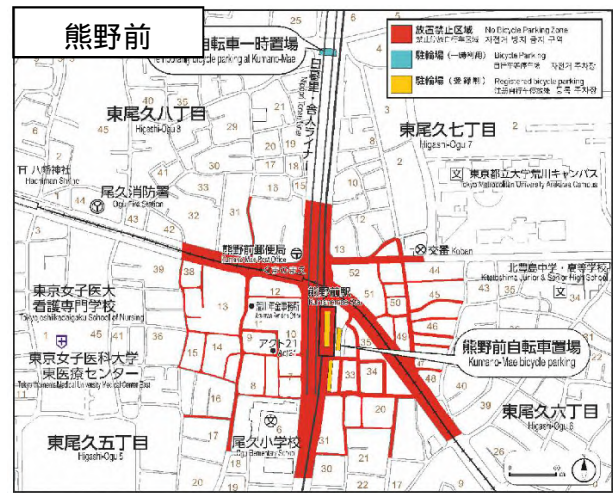
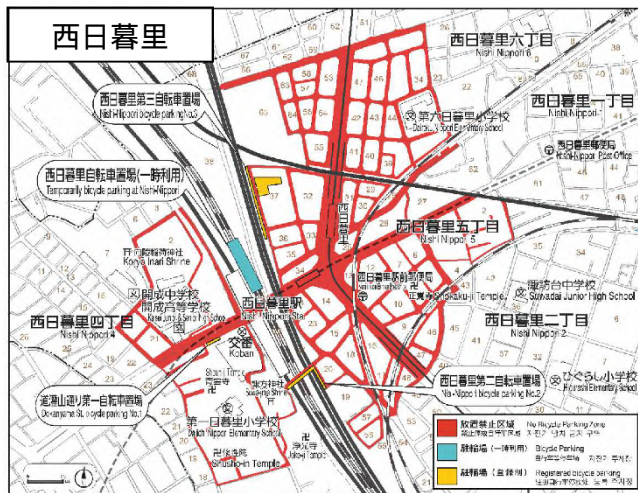
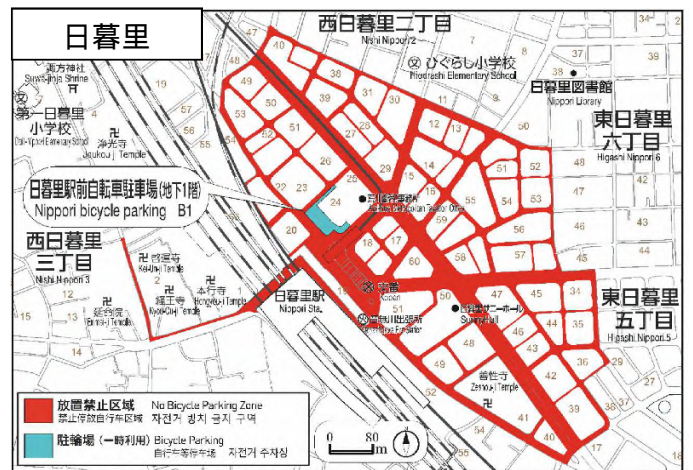
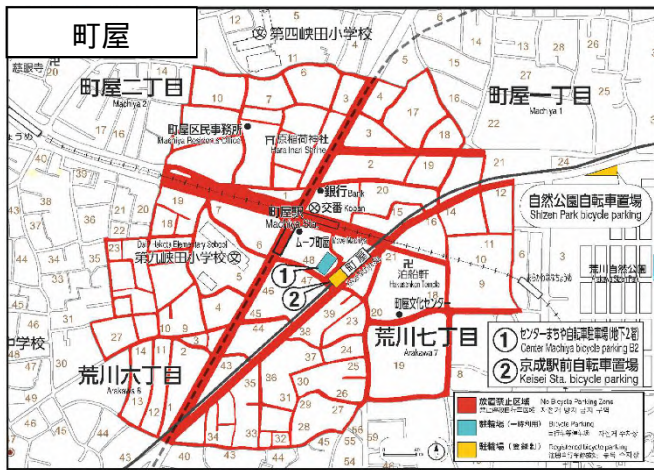


図 5-8 現在指定されている放置禁止区域

2) 撤去活動

放置禁止区域内に放置された自転車等は、放置防止条例に基づき撤去警告札の取付けによる警告を実施してから 1 時間以上を経過した場合に撤去し、JR 三河島駅ホーム下にある三河島自転車保管場所にて一定期間（2 ヶ月間）保管をしています。

また、放置禁止区域外においては、撤去警告札による指導を行った後、3 日を経過してもなお自転車等が放置されている場合に撤去しています。

いずれの場合においても、区民をはじめ、区内の警察署からの情報に基づいて、撤去警告を行っています。

表 5-10 過去 5 年間に撤去された台数

単位：台

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
撤去台数 (自転車のみ)	5,177	4,529	4,790	4,360	2,666
前年度比	1,069	648	261	430	1,694

出典：駅前放置自転車の現況と対策（東京都）



図 5-9 撤去用トラック



3) 返還・リサイクル

< 返還 >

撤去後に三河島自転車保管場所に移送された自転車は、そこで一定期間(2ヶ月間)保管され、防犯登録等を手掛かりに、まず盗難届が出されていないかを警察に問い合わせます。所有者の住所氏名等の情報が判明したものについては、保管されている旨を郵送にて通知しています。

表 5-11 過去5年間の返還数・返還率の推移

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
返還数	1,908台	1,542台	1,816台	1,642台	820台
返還率	37%	34%	38%	38%	31%

所有者に対して撤去した自転車を返還する際には、返還手数料として5,000円を徴収しています。

表 5-12 撤去（返還）手数料の推移

区分	昭和61年度～	平成9年度～	平成12年度～
自転車	2,000円	3,000円	5,000円
原動機付自転車	3,000円	4,500円	7,500円



図 5-10 三河島自転車保管場所

<リサイクル>

撤去後、一定期間経っても引き取りのない自転車については、自転車の程度や仕様によって、大きく 3 種類に分けてリサイクル等されています。

表 5-13 リサイクルの種類

区内リサイクル	引き取りがなく 60 日経過した自転車のうち、程度の良いものについては、「荒川区自転車リサイクル要綱」に基づき、荒川区社会福祉協議会に無償譲渡しています。(平成 4 年度から。月 40 台程度) 社会福祉協議会は、清掃後に荒川区自転車商小売組合連合会に売却し、連合会は 1 台 8,000 円(防犯登録料 500 円込み)でリサイクル自転車として販売しています。
海外譲与	区内リサイクルに回らなかったもののうち、仕様に適合するものは、海外へ譲与しています。荒川区は、平成 4 年度から再生自転車海外譲与自治体連絡会(略称ムコーバ)を通じて、年間 100 台程度を譲渡してきました。 なお、ムコーバは、支援について一定の成果を上げたため、令和元年度で解散しました。
売却	リサイクル、海外譲与とともに不可である自転車については、平成 25 年度からは廃棄はせず、全台売却して区の歳入としています。 なお、売却した自転車については、海外で再利用されています。

表 5-14 過去 5 年間のリサイクル実績台数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
区内リサイクル	550 台	600 台	480 台	587 台	475 台
海外譲与	100 台	100 台	100 台	0 台	0 台
売却	2,980 台	2,854 台	2,648 台	2,673 台	1,879 台



（3）啓発活動

1）駅周辺での啓発

区民一人ひとりの放置自転車への意識啓発のため、年末年始を除く毎日、区内の主要駅周辺において、放置自転車をゼロにする啓発活動を行っています。

この啓発活動により、自転車利用者の意識改善が図られ、放置自転車の減少に大きく貢献しています。



図 5-11 啓発指導の様子

2）クリーンキャンペーン

駅前周辺の放置自転車対策として、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」が全国的に年に1回実施されています。

昭和59年に開始したこのキャンペーンは、令和3年度に38回目を迎え、主催する東京都では令和7年中に、都内の駅前放置自転車台数1万5千台以下を目指しています。

区では公共施設への啓発用ポスターの掲示や、区内主要駅にて鉄道事業者、警察等とともに啓発リーフレットやティッシュの配布を行っています。



図 5-12 令和3年度クリーンキャンペーンポスター

(4) その他の事項

1) 盗難対策

< 自転車駐車場等における盗難対策 >

自転車盗難発生場所の約 4 割が「道路上」「駐車場・駐輪場」とあるとの警視庁統計データがあり、区では自転車駐車場内に防犯カメラを設置しています。

これにより、自転車盗難に対する抑止力が期待され、安心して利用できる駐輪空間の確保に努めています。

表 5 - 15 自転車駐車場・自転車置場に設置された防犯カメラ一覧

駐車場名・置場名	台数	設置年月
南千住駅東口自転車等駐車場	12	平成 14 年 4 月
日暮里駅前自転車駐車場	8	平成 20 年 4 月
センターまちや自転車駐車場	12	平成 21 年 4 月
自然公園自転車置場	1	平成 30 年 4 月
西日暮里自転車置場	3	
西日暮里第二自転車置場	1	
西日暮里第三自転車置場	4	
三河島駅前自転車駐車場	2	令和 2 年 4 月
南千住第四自転車置場	1	
京成駅前自転車置場	1	
赤土小学校前自転車置場	1	
南千住二丁目自転車置場	1	



図 5 - 13 西日暮里自転車置場



図 5 - 14 センターまちや自転車駐車場



<これまでの取組の整理>

放置自転車対策に関するこれまでの取組
（１）駐輪環境の整備 ・ 自転車駐車場の整備 駅前再開発等の機会を捉え、区内４箇所に自転車駐車場を整備しました。 ・ 自転車置場の整備 区有地をはじめ、都道や鉄道高架下等の空間を活用し、自転車置場を整備しました。 ・ 民営自転車駐車場整備の支援 民間事業者による駅周辺への駐輪場整備の支援を行っています。 ・ 自転車駐車場の附置義務 集客施設や集合住宅等を建築する際に、駐輪場を設置することを義務付けています。
（２）放置自転車の整理・撤去 ・ 放置自転車の撤去 区内の７駅周辺を放置禁止区域に指定し、放置自転車の即日撤去を行っています。 放置禁止区域以外においても、区職員のパトロールや区民からの通報を受けて、放置自転車の撤去を行っています。 ・ 放置自転車の返還、リサイクル 所有者の引き取りがない放置自転車は、区内でのリサイクル自転車の販売や海外での再利用を行い、有効活用しています。
（３）啓発活動 ・ 駅周辺での啓発活動 放置自転車を発生させないため、区内駅周辺において自転車利用者への啓発活動を行っています。 ・ 駅前放置自転車クリーンキャンペーン 東京都や警察、鉄道事業者等の関係機関と連携し、キャンペーン活動を実施しています。
（４）その他の事項 ・ 盗難対策 利用者が安心して自転車を利用できるよう自転車駐車場・自転車置場に防犯カメラを設置しています。

3 放置自転車対策に関する課題

(1) 駐輪環境の整備に関する主な課題

1) 自転車の大型化への対応

チャイルドシート付の子ども乗せ電動アシスト自転車をはじめ、大型自転車の需要が増加しており、区営の自転車駐車場において、既存の駐輪ラックでは収容出来ない状況も発生しています。このため、一部の駐輪ラックを取り外し、大型自転車専用の平置きスペースを確保して対応しています。

また、三河島駅前自転車駐車場では、地下機械式駐輪場内に収容することが出来ず、地上部の平置き場が大型自転車で溢れてしまっています。



図 5-15 三河島駅前自転車駐車場の地下機械式駐輪場及び平置場の様子

2) 引き出し式2段ラックの利用

日暮里駅前自転車駐車場及びセンターまちや自転車駐車場では、引き出し式の2段ラックを設置していますが、狭い通路での上段への自転車の積み下ろしが難しく、上段の利用率が低い傾向にあります。

また、上段ラックがあることで、下段についても自転車の出し入れがしにくい状況が発生しています。



図 5-16 利用率の低い2段ラック上段の様子



3) 自転車の利用頻度や利用時間の変化への対応

リモートワークや時差勤務等の普及により、区民の自転車の利用頻度や利用時間が大きく変化しており、区内の自転車駐車場においても利用率が全体的に低下しています。日暮里駅前自転車駐車場では、定期利用エリアは空きが目立ちますが、一時利用エリアで満車状態が発生するなど、区民の利用ニーズと合っていない状況も確認できています。

表 5-16 自転車駐車場の定期利用率 年間平均（登録者数 / 定期収容台数）

	令和元年度	令和2年度
センターまちや自転車駐車場	117.4%	106.4%
南千住駅東口自転車等駐車場	107.7%	97.1%
日暮里駅前自転車駐車場	65.0%	58.1%
三河島駅前自転車駐車場	55.2%	44.8%

表 5-17 自転車駐車場の一時利用率 一日平均（利用者数 / 一時収容台数）

	令和元年度	令和2年度
センターまちや自転車駐車場	77.3%	49.7%
南千住駅東口自転車等駐車場	47.7%	34.0%
日暮里駅前自転車駐車場	145.9%	135.5%
三河島駅前自転車駐車場	20.1%	18.6%



図 5-17 利用率の低い定期利用エリア（写真左）と満車状態の一時利用エリア（写真右）

4) 自転車駐車場・自転車置場の管理運営方法

自転車駐車場 4 施設については、指定管理制度（利用料金制）により管理運営を行っていますが、利用率低下に伴う利用料金収入の減少や人件費の増加等により、事業者側の運営リスクが高い状況になっています。このことから、今後、同様な事業スキームを継続した場合には、民間事業者の参入が減少していく可能性が考えられます。

また、自転車置場については、区職員により、申請受付、ステッカー発行、施設の維持管理等を行っており、事務負担が大きい状況にあります。

5) 駐輪場が不足している駅周辺への駐輪空間の確保

都電荒川線の三ノ輪橋停留場、小台停留場、荒川車庫停留場等においては、近くに駐輪場がないことから、道路上に放置自転車が一定数発生しています。



図 5-18 三ノ輪橋停留場周辺の放置自転車

6) 自転車駐車場の附置義務対象とならない小規模店舗の放置自転車への対応

自転車駐車場の附置義務対象とならない小規模店舗では、駐輪場が確保されていない場合もあり、利用者による前面道路上への路上駐輪が発生しています。

主に 1 時間未満の買い物や飲食等の短時間駐輪であり、放置禁止区域内であっても撤去出来ないことから、歩行者の安全な通行にも影響が出ています。



（２）放置自転車の整理・撤去に関する主な課題

１）放置禁止区域と区域外との境の部分に放置自転車が発生

放置禁止区域内の放置自転車については、長年にわたって即日撤去を行ってきたため、その台数は減ってきています。しかし、近年その放置禁止区域のすぐ外側のエリアに放置自転車が発生しており、放置禁止区域外であれば即日撤去されないことを見越しての駐輪であると推測されます。



図 5 -19 主な放置禁止区域外の放置自転車の様子

２）放置自転車の撤去体制

放置自転車の警告、撤去、保管、返還及び苦情・陳情対応等の業務を区職員と個別事業者への委託により実施しています。

現在、区職員による放置自転車への警告作業は、放置が多い駅でも週に１～２回程度であり頻度が低く、加えて、警告後、各委託事業者への引継ぎ等、警告から撤去までに一定時間を要していることから、短時間放置への効果的な対応が出来ていない実態があります。

また、警告作業は主に平日の日中が中心で、夜間や休日については、問い合わせ対応が困難な業務体制もあり、十分な放置自転車対策が実施出来ていない状況であることから、より効果的な撤去体制の確保が必要になっています。

表 5 -18 過去５年間における放置自転車の撤去台数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
禁止区域内	4,028	3,554	3,711	3,316	1,845
陳情撤去(区域外)	1,149	975	1,079	1,044	821
合 計	5,177	4,529	4,790	4,360	2,666

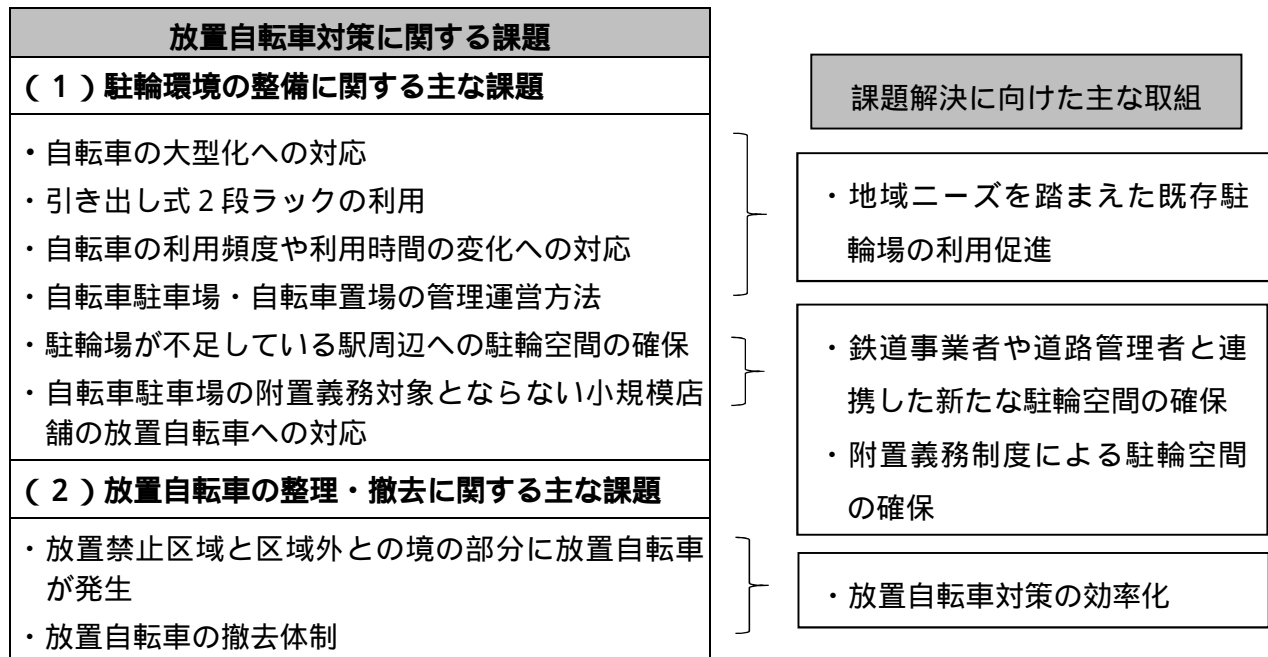
< 放置自転車対策に関する課題の整理 >

放置自転車対策に関する課題
(1) 駐輪環境の整備に関する主な課題 ・ 自転車の大型化への対応 チャイルドシート付の子ども乗せ電動アシスト自転車等の大型自転車に対応した駐輪空間の確保が必要になっています。 ・ 引き出し式 2 段ラックの利用 引き出し式 2 段ラック上段の利用率が低くなっています。 ・ 自転車の利用頻度や利用時間の変化への対応 リモートワークや時差通勤等の普及により、自転車の利用頻度や利用時間が変化しており、利用ニーズに応じた駐輪場の運営が求められています。 ・ 自転車駐車場・自転車置場の管理運営方法 指定管理事業者のリスク低減や区職員の業務効率化の視点から、運営方法の見直しが必要になっています。 ・ 駐輪場が不足している駅周辺への駐輪空間の確保 都電荒川線の停留場周辺において、近くに駐輪場がないことから、放置自転車が発生しています。 ・ 自転車駐車場の附置義務対象とならない小規模店舗の放置自転車への対応 附置義務対象とならない小規模店舗の前面道路上に放置自転車が発生しています。
(2) 放置自転車の整理・撤去に関する主な課題 ・ 放置禁止区域と区域外との境の部分に放置自転車が発生 即日撤去が出来ない禁止区域と区域外の境の部分に放置自転車が発生しています。 ・ 放置自転車の撤去体制 区職員と個別事業者への委託により放置自転車の撤去や返還業務を行っていますが、現在の放置自転車の問題の解決のためには、より効果的な撤去体制確保が必要になっています。



4 今後の施策の取組

これまでの取組と放置自転車対策における現状の課題を踏まえ、今後実施していく施策の具体的な内容を整理します。



（１）駐輪環境の整備

既存駐輪場の利用促進や、新規の自転車駐車場開設を検討し、自転車を安心して停めることのできる環境づくりをさらに推進します。

1）地域ニーズを踏まえた既存駐輪場の利用促進

これまでの通勤や通学利用等の長時間駐輪を中心とした対応からの転換を図り、子ども乗せの大型自転車の利用や買い物等の短時間駐輪等の地域ニーズに対応した駐輪場の管理運営を行い、利用の促進を図ります。

○短時間駐輪に対応した運用体制の見直し

- ・短時間駐輪に対応した駐輪エリアや利用料金を適切に設定します。

○大型自転車への対応

- ・大型自転車に対応した駐輪エリアを適切に設定します。
- ・大型自転車の増加に対応した駐輪設備の改修を計画的に進めます。

○管理運営方法の見直し

- ・自転車駐車場の管理運営方法について、現在、導入している指定管理制度の利用料金制の見直しを検討します。
- ・自転車置場については、直営での管理運営から、自転車駐車場と合わせた新たな管理運営方法を検討し、利便性の向上や業務の効率化を図ります。

○利用料金設定の見直し

- ・受益者負担の原則に基づき、立地の特性や施設の特性を踏まえ、駐輪場を適切に運営可能な利用料金設定を検討し、見直しを行います。

○区ホームページ等における駐輪場の情報発信

- ・区ホームページ等で駐輪場の施設情報や利用方法を分かりやすく情報発信を行うことで、利便性の向上を図ります。

2) 鉄道事業者や道路管理者と連携した新たな駐輪空間の確保

各駅の実態に即して、自転車駐車場の整備について鉄道事業者と協議するとともに、協議の結果の踏まえ、実効性のある対策を行います。

道路管理者（東京都、国土交通省）と連携を図り、道路空間を活用した駐輪空間確保等の放置自転車対策に取り組めます。

3) 民間自転車駐車場整備の支援

業界団体へのアプローチや、より効果的な PR の方法を検討するなどして、事業者への助成制度の周知を図り、自転車駐車場が整備されるよう取組めます。

なお、助成制度については、より活用しやすくなるよう制度内容の見直しを検討します。

また、近年では、アプリを用いた駐輪場シェアサービス等、新たな形態での民間自転車駐車場の整備・運営も行われています。これらの民間事業者との連携も検討し、様々な方法による駐輪空間確保に努めていきます。

4) 附置義務制度による駐輪空間の確保

附置義務制度の対象施設や規模の見直しを検討し、自転車が道路上に放置されないよう、駐輪空間の確保に努めていきます。

また、条例施行以前に建築された建物や附置義務の対象とならない施設についても、放置状況によっては施設の用途や規模にあった駐輪場の整備を求めています。



5）駅周辺における駐輪場確保の方針

＜西日暮里駅周辺の方針＞

西日暮里駅周辺について、予定されている再開発事業の中で、約 1,200 台の自転車駐輪場整備を行い、現在整備済の施設を含め約 1,900 台の駐車容量を確保する予定です。

再開発に伴い廃止される自転車置場（旧道灌山中学校跡地）の代替となる公共自転車駐輪場を、北方面からの利用を想定した北西角地と、南方面からの利用を想定した 38 番地（予定）に整備する予定です。北西角地については機械式駐輪場を約 1,000 台、38 番地には平置き駐輪場約 200 台を想定しています。

また、付近の自転車置場については段階的に再編を目指します。



図 5-20 西日暮里駅周辺駐輪場配置図（将来図）

表 5-19 西日暮里駅周辺駐輪場整備目標

記号	名称	種類	整備台数
A	西日暮里自転車置場(リニューアル済)	有料	430
B C	西日暮里第二自転車置場	有料	250
D	道灌山通り第一自転車置場	有料	20
新規	再開発整備自転車駐輪場 (北西角地及び 38 番地を予定)	有料	1,200
合 計			1,900

1 将来のエリア内需要に対しては、再開発施設内の駐輪場で対応します。

2 再開発施設の住宅用駐輪場は別途施設内に整備します。

<自転車駐車場が整備されている駅周辺の方針>

区内の主要駅である町屋駅、南千住駅、日暮里駅、三河島駅については、大規模な公共自転車駐車場が整備されていることから、これらの自転車駐車場の利用促進や設備改修を行いながら、運用を継続します。

また、駐輪場の利用状況や放置自転車の状況調査を継続して行い、国や東京都、鉄道事業者や民間事業者等と連携を図りながら、必要な駐輪空間の確保に努めていきます。

<その他の駅周辺の方針>

自転車駐車場が近くにない都電荒川線の三ノ輪橋停留場、小台停留場、荒川車庫停留場等については、新たに駐輪空間を確保する必要があります。

しかし、停留場周辺は用地確保が難しい状況にあることから、道路上や区有地、空き店舗や空き家等の活用を視野に入れ、東京都や民間事業者等と連携を図りながら、必要な駐輪空間の確保に努めていきます。



（２）放置自転車対策の効率化

放置自転車対策事業の効率化を図ることにより、放置自転車への対応をさらに効果的に進めます。

１）放置禁止区域の指定・見直し

現在指定されている放置禁止区域については、引き続き指定します。

放置禁止区域のすぐ外側への放置台数増加に対応するため、現在の駅からおおむね200m以内となっている放置禁止区域の拡大を検討します。

この拡大については、各駅周辺の実情や道路管理者の意向にあわせ、距離だけではなく、その範囲について柔軟に検討するものとします。

また、区外の駅（例：尾久駅）利用者による放置への対応も、他区の自転車対策関係部署と協議しながら進めていきます。

２）効果的・効率的な撤去活動等の実施

現在、放置自転車の警告、撤去、保管、返還及び苦情・陳情対応等の業務を区職員と個別事業者への委託により実施していますが、これらの一連の業務を包括的に民間事業者に委託を行い、より効果的・効率的な撤去活動等を実施します。

３）撤去警告猶予期間の見直し

放置禁止区域外の放置自転車への対応をより迅速に行うことができるよう、令和3年8月1日に、警告札の取付けから「7日経過後」「3日経過後」に撤去期間を短縮しました。

今後はこの効果検証を行い、より効果的な撤去期間を検討していきます。

４）未返還自転車の有効活用

状態の良い未返還自転車については、有効な資源循環の一環として、社会福祉協議会や区内自転車店と連携し、点検整備後、リサイクル自転車として販売を継続して実施します。

また、その他の未返還自転車についても海外での再利用を行い、資源の有効活用に努めていきます。

(3) 啓発活動

放置自転車台数を減らすために、外国人を含む住民に自転車駐車場の設置場所や料金等の正確な情報を周知、徹底することで利用促進につなげます。

1) 駅周辺での啓発

区民一人ひとりの放置自転車への意識啓発のため、区内の主要駅周辺において、放置自転車をゼロにする啓発活動を継続して実施します。

2) 区民が集うイベント等での啓発

川の手荒川まつりやバラの市、尾久の原公園シダレザクラ祭り等の区民が多く集うイベント等において啓発活動を実施します。

3) 駅前放置自転車クリーンキャンペーンでの啓発

東京都、交通管理者、鉄道事業者等と連携し、毎年10月に実施している駅前放置自転車クリーンキャンペーンにおいて啓発活動を継続して実施します。

4) 居住外国人や転入住民への啓発

自転車の駐車に関するお知らせや、放置禁止指定区域を示す案内板の表記等を多言語化して、外国人住民にも分かりやすい啓発活動を展開するとともに、区内の日本語学校と連携し、自転車駐車場の利用方法や駐輪マナー等についての啓発活動を実施します。

また、転入住民への啓発活動として、区民が転入届を提出しにくる区の施設等でのチラシ配布、ポスター掲示を行います。